

独占禁止懇話会第233回会合議事録

1. 日時 令和8年6月30日（火）10：00～12：09

2. 場所 対面とオンラインの併用開催

3. 出席者

【会員】柳川会長、依田会員、大野会員、鹿野会員、木村会員、クシュナー会員、
河野会員、佐藤会員、柴田会員、竹川会員、武田（邦）会員、
武田（史）会員、多村会員、野原会員、福園会員、細田会員、水上会員、
道岡会員、山下会員、由布会員

【公正取引委員会】茶谷委員長、泉水委員、矢尾委員、吉田委員、若林委員

【公正取引委員会事務局】

岩成事務総長、塚田官房総括審議官、藤井官房政策立案総括審議官、
佐久間官房デジタル・国際総括審議官、深町官房審議官（企業結合担当）、
向井官房審議官（取引適正化担当）、天田官房総務課長、
大胡経済取引局長、岩下経済取引局総務課長、原取引部長、
柴山企業取引課長、十川取引適正化検査管理官、
小林フリーランス取引適正化室長、品川審査局長、横手管理企画課長、
植田経済分析室長補佐

4. 議題 ○ 令和7年度における独占禁止法違反事件の処理状況

○ 令和7年度における取引適正化に向けた取組（取適法の運用状況等及
びフリーランス・事業者間取引適正化等法第2章の運用状況等）

○ 令和8年度官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査

○大胡経済取引局長 定刻となりましたので、第233回独占禁止懇話会を開会いたします。

初めに、今回会員の退任、新たな御就任がありましたので御紹介いたします。

まず、これまで会員を務めていらっしゃいました角元敬治様におかれましては、この度、御事情により退任されました。角元様におかれましては、

会合運営に御貢献いただきありがとうございました。

また、若林亜理砂氏が4月2日付けで公正取引委員会委員に就任したことに伴い、独占禁止懇話会の会員としては退任となりました。今後は公正取引委員会委員として本懇話会に出席することとなります。

次に、今回より新たに会員としてお迎えする方がいらっしゃいますので御紹介いたします。

株式会社三井住友銀行代表取締役副頭取執行役員の道岡俊浩様でございます。本日はオンラインでの御出席でございます。一言御挨拶いただければと思います。

○道岡会員 三井住友銀行の道岡と申します。何卒よろしくお願いいたします。

○大胡経済取引局長 ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行については柳川会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○柳川会長 皆さん、おはようございます。柳川でございます。寝不足の方もいらっしゃるかと思います。よろしくお願いいたします。

早速、議事に入りたいと思います。是非、活発な意見交換のほど、よろしくお願いいたします。

最初の議題は、令和7年度における独占禁止法違反事件の処理状況について、横手管理企画課長から御説明をお願いいたします。

○横手管理企画課長 ただいま御紹介いただきました審査局管理企画課長の横手でございます。私からは、令和7年度における独占禁止法違反事件の処理状況について御説明を申し上げます。

お手元の資料、今投影をしておりますが、紙でお持ちの方は独禁懇233-1という資料を御覧いただければと思います。

今回の資料ですが、大きく2つ、資料1と資料2に分かれております。資料1が10ページまででございますが、こちらが概要でございます。本日はこの概要に沿って御説明を申し上げます。それから、資料2は今回の処理状況の全体版でかなり詳細になっておりますので、必要に応じて追って御覧いただければと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

まず、令和7年度の特徴をここで御紹介申し上げます。大きく3点にま

とめております。

まず1つ目でございますが、国民生活に影響の大きい価格カルテル等への厳正な対処という記載がございます。私どもでは、迅速かつ実効性のある事件審査を行うという基本方針を持っておりまして、特に国民生活に影響の大きい価格カルテル、入札談合等にはしっかりと対応することとしております。令和7年度では、例えば生活必需品であるガソリンを対象とする価格カルテル、ごま油及び食品ごまの製造販売業者による価格カルテル、それから、特装車製品及びトレーラの製造販売業者による価格カルテルに対して、排除措置命令と課徴金納付命令を行ってございます。事件の詳細は、本日は省略いたしますが、後ほど簡単に御説明いたします。

それから、2つ目でございますが、デジタルプラットフォーム事業者による競争制限行為への積極的な対応ということで、非常に進歩の速い分野において速やかに競争制限行為に対応するという事で、2点書いてございまして、Google LLCによる拘束条件付取引に対して排除措置命令を行ったということと、それからマイクロソフト・コーポレーションらによる独占禁止法違反被疑行為について審査を開始したこと、の2点を挙げてございます。

それから、3つ目でございますが、中小事業者等に不当に不利益を与える行為への対処ということでございます。後ほど出てきますので、ここでは優越的地位の濫用と不当廉売について簡単に御紹介させていただきますが、今年度の特徴としては、自動二輪車の卸売業等を営む事業者によるディーラーに対する優越的地位の濫用、この事案に対しては排除措置命令と課徴金納付命令を行っております。それから、大規模小売業者等による納入業者に対する要請等への優越的地位の濫用について、事案に応じて確約計画の認定、警告又は注意を行うなど、効率的かつ効果的に対処していると、こういったポイントが挙げられるかと思えます。

続きまして2ページにまいります。2ページは件数のデータでございますが、まず左側の図を御覧いただきますと、法的措置の件数等の推移がでございます。法的措置と申しますのは、排除措置命令、これは違反行為の取りやめとそれから再発防止を命じるものでございます。それから、通常は

排除措置命令と併せて出されます、金銭の納付を命じる課徴金納付命令、それから確約計画の認定、この3つを法的措置と申し上げておりますが、令和7年度におきましては15件の法的措置を採っております。年によってばらつきがございますが、昨年度、令和6年度が24件ということで、過去5年の中では一番多いですが、令和7年度につきましては、それに次ぐ15件というような件数になってございます。

それから下の課徴金額でございますが、令和7年度におきましては95.5億円ということでございます。この課徴金額につきましても、その年に取り上げる事案に応じて金額が変わってくるということで、令和4年度というのが非常に多くございましたが、令和7年度につきましてはそれに次ぐ金額となっているところでございます。

では、続いて3ページにまいります。私どもが措置として公表した事案において対象となった主な商品や役務等について紹介してございます。国民生活に密着した分野、それから公共調達・産業財サービス、それからIT・デジタル分野ということで、我々としては様々な分野に取り組んでいるということでございまして、そういった状況が一覧できるかと思います。

続きまして4ページでございます。ここからは個別の事案ということで簡単に御紹介をいたします。まず、カルテル・入札談合事案への厳正な対処ということで、排除措置命令として9件の措置を採っております。

一つ目がごま油と食品ごまですが、特定の事業者向けに販売されるものということで、価格カルテルの事案として合計4件の措置を採っております。

それから、次が入札談合でオリンピック・パラリンピック関連の事案でございます。令和5年2月に刑事告発を行った事案でございますが、公正取引委員会としても行政処分を行った事案でございます。

次の2件は、特装車製品とトレーラの製造販売業者による価格カルテル事案でございます。いわゆる特装車というのは、ダンプ車とかタンクローリー、塵芥車など、そういった車両に特殊な架装物を設置している車でございますが、そういった製品、それから、トレーラというのはコンテナ用トレーラとか、タンク用トレーラといったような、トラックなどに付ける

装備のものでございます。こういった商品の価格カルテルでございます。

その次が長野県石油商業組合北信支部に対する件ということで、これはガソリンの価格カルテル事案でございます。この事案は、事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限行為に対して、独占禁止法の第八条を適用した事案でございます。ですので、排除措置命令自体は事業者団体である組合の支部に命じておりまして、課徴金納付命令は、その構成員である組合の支部員、つまり、ガソリンの小売業者に対してそれぞれ命じております。

それから、最後の入札談合でございますが、跨線橋という、本件では、JR東海が管理する線路を跨いで架けられている橋の点検業務についての入札談合でございます。本件では、入札への参加業者と線路を管理している東海旅客鉄道が、受注希望を取りまとめるなどの関与をしていたということで、違反事業者として認定をしているという事案でございます。

続きまして5ページにまいります。5ページは、不公正な取引方法事案への厳正な対処として、排除措置命令2件を紹介してございます。

1つ目は、Google LLCに対する件でございますが、これは非常にシンプルに書いておりますが、グーグルが検索サービスを提供しておりますが、他の検索サービス事業者の検索機能をスマートフォンに実装させないようにしているという事案で、拘束条件付取引として問題としたという事例でございます。

2つ目は、ハーレーダビッドソンジャパンという、アメリカの非常に有名なオートバイのメーカーがございまして、この日本の子会社が、ディーラーに対して、顧客への販売だけでは達成できない、自社登録を行わなければ達成できないような目標を一方的に決めた上で、それに従って事業活動を行うようにさせていたということで、優越的地位の濫用事案として問題とした事案でございます。

続きまして6ページでございます。6ページは確約計画の認定でございます。確約手続きといいますのは、独占禁止法違反の疑いがある事案について、公正取引委員会と事業者の間に合意によって自主的に解決をするという手続でございます。令和7年度は4件の確約の認定をしてございます。

一つ目は、ビザというクレジットカードの国際ブランドによるクレジットカード発行事業者に対する拘束条件付取引で、自社のネットワークを使わない場合には、インターチェンジフィーの優遇レートが得られないということで、自社のネットワーク以外を提供している事業者を排除するおそれがあった事案でございます。

次の事案は、再販売価格の拘束でございますが、オールシーズンタイヤについての小売価格の維持で、再販売価格の拘束として問題となった事案でございます。

続きまして、優越的地位の濫用が2件ございますが、一つ目がニシムタで、南九州でホームセンターなどを展開する大規模な小売事業者でございますが、協賛金の提供、それから従業員派遣についての優越的地位の濫用で問題とした事案でございます。

もう一つは、ロピアといいまして、関東を中心に全国にわたって食品スーパーを展開している大規模事業者でございますが、ロピアについても、従業員派遣を問題とした事案でございます。

7ページにまいります。7ページは、最初に御紹介した特徴の二つ目でございますが、デジタルプラットフォーム事業者による競争制限行為への積極的な対応ということで、5ページで紹介をいたしましたGoogle LLCに対する件を挙げております。

それからもう一つは、マイクロソフト・コーポレーションらによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始でございます。こちらについてはまだ審査を始めたばかりでございまして、今年2月に審査を開始しまして、3月に審査を開始した旨を公表した事案でございます。デジタルプラットフォーム事業者の行為が、非常に影響が多面的に、また広範囲に及ぶといったことを踏まえまして、審査の初期段階において多様な情報を効率的に収集するために、意見募集を行っているということでございます。

次が8ページでございますが、ここからは、中小事業者等に不利益を与える行為への対応ということで紹介いたします。

まず1つ目、8ページですが、優越的地位の濫用行為への取組でございます。令和7年度でございますが、先ほど紹介いたしましたハーレーダビ

ッドソソジャパンによるディーラーに対する行為のほか、小売業者であるニシムタ、ロピアによる納入業者に対する行為について法的措置を採ったというのは、先ほど触れたとおりでございます。

それから、優越タスクフォースがでございます。優越タスクフォースは、全国からいろいろ寄せられる優越的地位の濫用に関する情報や、自らが収集した情報に基づいて一元的に優越的地位の濫用に特化した調査を行うというのが、使命となっております。優越タスクフォースが中心となりまして、電気設備資材卸業者による納入業者に対する行為や、地方の有力な小売業者による納入業者に対する行為に警告を行ったということがございます。また、それ以外にも、大規模小売業者等による納入業者等に対する要請などに対して注意を行っております。

私どもは、限られたリソースの中で積極的に警告を行い、公表することによって、こういった行為には問題があるということを世の中に理解していただくということが、非常に重要だと考えております。

続きまして9ページでございます。優越的地位の濫用行為の中で、優越タスクフォースが取り組んだ警告事例の4件でございます。特にこの②から④というのが地方の案件でございます。②番は長野県、③番は栃木県、④番は岡山県で、私どもでは、地方で独占禁止法の理解が十分浸透していないのではないかと、こういった問題がまだ残っているのではないかと考えて、地方でのこういった優越的地位の濫用行為についてもしっかりと対応していこうと考えているところでございます。

それから最後、10ページでございますが、不当廉売についての取組でございます。令和7年度におきましては、ガソリンの不当廉売について警告を行いました。

1つ目の村上商事に対する警告でございますが、京都府福知山市におけるレギュラーガソリンの不当廉売において、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがあったということで警告を行っております。

それから、酒類、石油製品、家電製品などの小売業に関する申告については、不当廉売が疑われるものであれば迅速に処理を行うという方針の下、

違反行為につながるおそれがあれば、速やかに注意をして改善を促していくといった取組をしております。こういった取組で、括弧に書いてございますような件数の注意というを行っている状況でございます。

かなり概要になってしまい恐縮ですが、私の方からは以上でございます。

○柳川会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対する御質問、御意見について、会場にいらっしゃる方は名札を立てていただき、オンラインの方は挙手ボタンを押していただいて御希望をお示しいただければと思います。御質問の際は、該当資料のページ番号を最初に明示していただくようお願いいたします。

それでは皆様、いかがでしょうか。

水上会員、お願いいたします。

○水上会員 読売新聞の水上です。本日はどうもありがとうございます。

私から質問なのですが、2ページの、審査事件の概況の中のグラフを見まして、最近価格カルテルの事案がじわりと増えているような形も見えますのですが、今年度に入りまして、アイス業界の件ですとか、人材派遣会社、保険ですとか、精力的に取り組まれていて、世の中が価格に敏感になっている中で大変心強い御対応かと思うのですが、報道機関として警鐘を鳴らしていくという上で、もし価格カルテルが体感的に増えているのだとすれば、こういったところに共通の要因があるのかと、例えばインフレ時代になって何か企てしやすいといったような要因があるのかどうかとか、もし何か調査の中でお感じになっているところがあれば教えていただけますでしょうか。

○横手管理企画課長 御質問ありがとうございます。

個別の案件に踏み込んでというのは申し上げにくいのですが、私ども冒頭で申し上げましたとおり、国民生活に影響の大きい商品とか役務に係る独占禁止法違反行為については、やはり厳正に対処すべきであると考えておりまして、特に現在、物価上昇局面というところで値上げが厳しい状況で、本来は各事業者がそれぞれの判断で値上げなりを行っていただく、あるいは、値上げの交渉を行っていただくということであろうと思っておりますが、そこで競争する事業者同士でその問題等を話し合って、例えば値

上げのタイミングや値上げの幅を調整するとか、そういった行為というのは許されないものでございますので、そういった情報に接した場合には、我々としては厳正に対処するということでございます。

そういう意味では、我々としては収集した情報の中で、こういった事案をより優先的に取り上げていくかという意味で、具体的には申し上げにくいのですが、多少の優先順位はありますが、個別事案の選択の結果として今の状況があるといえるのかなと考えております。

○柳川会長 よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。オンラインの方も特にはよろしいですか。

私から、優越タスクフォースはすばらしい取組だと思うのですが、どういう陣容で、具体的にどんな活動をされているのかと、せっくなので少し御紹介をお願いします。

○横手管理企画課長 ありがとうございます。

優越タスクフォースは審査局の一部門でございまして、平成21年に実は設置されております。いわゆる情報収集部門というのは、我々の方で例えば申告を受け付ける部署や、自ら情報を探しに行くという、いわゆる職権探知という言い方をしますが、そういった専門の部署がある中で、優越的地位の濫用に関しては、優越タスクフォースが一元的に対応しております。

やはりノウハウの蓄積が非常に重要でございまして、これまでの事案への取組とか、それから調査手法、例えばいろいろな情報を収集するにしても、どういう形で情報収集すればより有益な情報が得られるのかとか、そういったノウハウというのを一元的に集中して、そこで蓄積をすることによって実際の審査にいかそうということで、優越タスクフォースが活用されております。規模としては、正確な人数を把握はしていないのですが、20名弱の職員で事案に取り組んでいるというのが現状でございます。

特に、先ほど少し申し上げましたように、近年では、一時は、早くその問題の芽を摘んでいくため、注意という措置により、早く改善に向けて動き出してもらうといった取組が多かったのです。しかし、最近では、悪質な事案についてはより重い措置をしっかりと採っていき、警告という措置により、我々が問題と考えているということを皆さんにも理解していただく

ため、最近では、「効率的かつ効果的な対処」と一般的には申し上げていますが、警告も活用しながら世の中に問題行為を伝えていって、警告事例を見た事業者の方々が自分たちの行為も正していただくというのが重要かと思っております。

ただ、そうはいつでも、まだまだ問題行為は残っていると思われるので、そういった行為にしっかり我々としても対応していきたいということで、より広い範囲、地方にもしっかりと目を光らせて情報収集して、問題があれば対処していきたいと考えているところでございます。

○柳川会長 丁寧な御説明ありがとうございました。

どうもありがとうございました。それでは、今日は案件がほかにも盛りたくさんですので、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題ですが、令和7年度における取引適正化に向けた取組（取適法の運用状況等及びフリーランス・事業者間取引適正化等法第2章の運用状況等）について、柴山企業取引課長、十川取引適正化検査管理官、小林フリーランス取引適正化室長から御説明をお願いいたします。

○十川取引適正化検査管理官 取引適正化検査管理官の十川でございます。令和7年度における取引適正化に向けた取組のうち、まず令和7年度における取適法の運用状況について御説明申し上げます。

令和7年度の取適法運用状況のポイントでございますが、大きく三つがポイントとして挙げられるところでございます。まず1点目といたしまして、令和7年度の勧告件数が39件という、平成以降で最多の数字を上げたということでございます。また、2点目でございますが、39件のうち9件が、中小企業庁長官からの措置請求に基づくものであるということでございます。こちらも平成以降で最多でございます。3点目、特定業種・業界における集中調査の実施を行ったということでございます。この3点のポイントを含む詳細について、以降、御説明を申し上げます。

取適法でございますが、御案内のとおり、旧下請法が今年1月に施行されました改正法によりまして、その名称が改正されると同時に、規制の対象でありますとか、違反行為・禁止行為について改正がなされたところでございます。昨年度までは下請法の運用状況として毎年6月頃に対外的に

公表するとともに、こちらでも御説明を申し上げてきてところですが、今年度より、取適法の運用状況ということで公表をいたしました。

まず、先ほど申し上げました勧告件数39件でございます。資料のグラフ上段が過去の勧告件数の推移になります。令和3年度からの数字が出ておりますが、倍々とまでは言わないまでも非常に高い伸び率で、昨年度まで伸びてきたといえるかと思えます。特に、昨年度は、この39件のうち金型の無償保管に関するものが26件を占めております。従来から問題行為であると指摘をされておりました金型に関するものでございますが、こういったものに多く対処ができたということは一つ特徴として申し上げられると思えます。

また、39件のうち、公正取引委員会の沖縄を含む全地方事務所において、勧告の措置を採ることができたということも、特徴として挙げられると考えております。全国的に取適法による取引の適正化について対処することができたということであり、意義のあることだと思っております。

また、取適法の執行の中では、指導も非常に多数行っておりまして、昨年度は8,261件となっておりますところ、こちらについては、例年と同水準の件数となっております。

資料の方を飛ばしていただきまして9ページにお進みください。取適法においては、平成20年に公表した考え方の中で、公正取引委員会が取適法違反事件の調査に着手する前に、事業者の方から自発的に申出があり、その申出と同時に中小受託事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置を採っている等々の要件を満たした場合には、勧告までは行わないという運用を行ってきております。昨年度におきましては、53件の自発的申出が寄せられております。こちらにつきましてもこの表のとおりでございます。例年に比べますと高い水準での申出が寄せられているといえると思えます。また、その申出に当たっては、不利益を回復するという措置が必要になってくるわけでございますが、この金額も昨年度は12億円を超える金額、原状回復がなされたということになってございます。

続きまして、特定業種・業界における集中調査の実施でございます。こちらは経産省の中小企業庁と合同で行った昨年度の取組で、特定の業種・

業界における取適法の違反被疑行為について集中的な調査を行い、それに基づいて迅速に指導等を行いました。下の方の黄色い四角でございますが、昨年度はこちらにありますとおり2件の調査を行っております。

1件目が自動車ディーラー及び車体整備事業者間の取引ということで、年末の12月に公表したものでございます。こちらで2件の勧告及び160件の指導を行っております。

また、2点目でございますが、運送事業者間の取引についての集中調査を行い、こちらも同様に年末12月に公表を行っております。こちらに関しましても、2件の勧告及び530件の指導につながったということでございます。

また、この取組につきましては、業界の取引慣行を改善していただくのに非常に効果的なものであるということで、今年度以降も同様に続けていくことにしておりますところ、ちょうど昨日、広告業に係る集中調査の調査結果を公表しております。この中では71件の指導につながったということを発表しております。

続きまして、中小受託事業者に与えた不利益額の回復の勧告に基づきまして実際に回復をされた額の推移でございます。昨年度は約25億6000万、事業者数として5,000社程度への回復が行われておりまして、取適法の執行によって直接的に不利益の回復が図られたといえるかと思えます。

最後でございます。こうした積極的な取組につきましては、今年度も引き続き取り組んでまいりたいと思っております。6月までの段階で既に5件の勧告事案を公表しているところでございまして、今後また引き続き取組の強化に進んでいきたいと考えております。

簡単ではございますが、運用状況についての御説明は以上でございます。

○小林フリーランス取引適正化室長 それでは続きまして、私の方からフリーランス・事業者間取引適正化等法、いわゆるフリーランス法の第2章、取引適正化パートに関する運用状況等について御説明させていただきます。

このフリーランス法ですが、令和6年11月から施行された比較的新しい法律でございまして、1年を通じて運用されたのは、令和7年度が初という形になっております。

それでは、16ページの調査の実施状況等につきまして、フリーランス法においても定期調査を実施しており、令和7年度においては、発注事業者3万者を対象に調査票の送付等を行っております。

それから、端緒に関するものとしまして申出、いわゆるフリーランスの方々から、フリーランス法の違反に該当するような行為を受けているのではないかというようなことを、公正取引委員会に通報していただくものですが、そういった申出件数が令和7年度においては604件になっております。それから、先ほど取適法の説明でもありました自発的申出は、フリーランス法でも同様の制度が設けられておりますが、令和7年度においては2件の自発的申出がございました。

次のスライドですが、こちらは違反被疑事件の処理状況になっております。令和7年度においては勧告を10件、指導を1,542件、合計1,552件の措置を採っておりまして、比較的積極的な法執行ができたと考えております。

それから、グラフの中で、先ほど御紹介した申出件数の方にも着目していただきたいのですが、令和6年度においては92件であったものが604件と大幅に増加しております。こちらは、フリーランス法が一定程度世の中に浸透してきた、周知ができてきた証左だと考えているところでございます。

それから、令和7年度においては、放送業及び広告業に関する集中調査を実施しておりまして、そちらに関する指導の概要を昨年12月に公表しております。

次のスライドは勧告事件の概要でございます。記載されているものは一部ですが、様々な業種・業界に勧告を行っておりまして、取引条件の明示義務違反、期日における報酬の支払義務違反のほかに、減額や不当な経済上の利益提供要請といった、いわゆる禁止行為、第五条に該当するものも勧告しております。

次のスライドは違反行為の業種別内訳でございます。違反行為が一番多い情報通信業でございますが、こちらは出版業や放送業が含まれております。二番目の学術研究、専門・技術サービス業でございますが、こちらには広告業やデザイン業が含まれておりまして、フリーランスとの取引が多い業種・業界で、違反行為も多くなっているというところなのかなと考え

ております。

次の20ページのスライドは、行為類型別の件数です。行為類型別の件数は、一つの措置において複数の違反行為類型について指導等を行っている事案がありますので、先ほどの措置件数とは数字が異なって大きくなっております。行為類型別に見ますと、取引条件の明示義務違反と期日における報酬の支払義務違反が非常に多くなっております。この二つと買いたたき、この三つの行為類型で全体の9割以上を占めている状況になっております。そして令和7年度においては、フリーランス法に基づいた指導等に基づいて原状回復も行われておりまして、令和7年度においては総額で1734万円の原状回復が行われている状況でございます。

次のスライドが、取引の適正化に向けた取組でございます。御案内のとおりフリーランス法においては、従来の手法にとらわれない積極的な周知広報活動を行っておりまして、電車内のビジョン広告などをお見掛けになった方もいらっしゃるかもしれません。やはりまだ新しい法律でございますので、普及啓発活動を非常に積極的にやっております、こちらについては今年度も積極的に実施していくとともに、先ほど御説明した執行も引き続き積極的にやっていくことを考えております。

フリーランス法に関する説明は以上になります。

○柴山企業取引課長 企業取引課長の柴山です。続きまして、取引適正化に向けた取組として、主にその制度整備の関係の最近の取組について御紹介したいと思います。

23ページを御覧いただければと思いますが、昨年5月に下請法が改正され、今年1月から取適法として施行されましたが、適切な価格転嫁や取引適正化を、取適法の対象となる取引だけでなくサプライチェーン全体で定着させていくためには、サプライチェーン全体における取引の実態や商慣行にも広く目を向けて、実効的な取組を進めていくことが不可欠でございます。

三つ下でございますが、左から価格転嫁、真ん中が支払い、右側が物流でございますが、それぞれ真ん中の黒い枠で囲っているところが取適法の対象でして、その上あるいは下の部分は取適法の対象外ということです。

左の価格転嫁ですと大企業同士やあるいは中小企業同士、支払いのところも同様に、取適法の対象外となっているその上と下の部分、それから物流につきましては、発荷主と運送事業者あるいは運送事業者同士につきましては取適法の対象でございますが、着荷主と発荷主のところというのは取適法の対象外ということで、この取適法の対象外のところにつきまして、今般、制度整備の検討を行ってきたところでございます。

次のページ、24ページでございますが、企業取引研究会という有識者会議におきまして昨年の夏から議論をしまいいりまして、今年3月にそれぞれの案につきまして意見公募手続を、4月には独占禁止法に基づく告示につきまして公聴会という手続を経たところでございまして、今月17日に物流特殊指定の改正、支払告示の制定、優越ガイドラインの改定につきまして公表したところでございます。

それぞれ簡単に御紹介したいと思います。一つ目が物流特殊指定の改正でございまして、対象としては着荷主と発荷主との取引ということで、禁止行為といたしましては、着荷主が発荷主に対して、運送事業者を通じて、契約外の荷待ちや荷役を行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為を禁止しております。物流特殊指定は独占禁止法に基づく告示で、来年4月1日の施行としております。

二つ目は支払告示で、新規に制定したものでございます。対象としては、製造委託等の取引とございますが、製造委託等とは取適法でいうところの製造委託や修理委託といったサプライチェーンにおける委託の取引を対象としております。正当な理由なく給付の受領日から60日以内に代金を支払わないことを支払遅延として禁止しております。支払い告示についても施行期日については、来年4月1日としております。

また、三つ目が優越ガイドラインの改定でございますが、サプライチェーン全体で価格転嫁を促していくためということで、その対価の決定方法につきまして、実効的な価格協議が行われたかどうかを考慮要素となることを明確にするために、優越ガイドラインの想定例について、実効的な価格協議が行われず対価が定められる場合を追記したものでございます。

25ページのパブコメの手続と公聴会の概要を省略いたしまして、26ペー

ジを御覧いただければと思います。知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針、略称知財取引指針を先週6月24日に公表したところでございます。従来から中小企業などの取引上の立場の弱い事業者が、知的財産権やノウハウを、無償あるいは低廉な価格で発注者に吸い上げられてしまうといったような行為が、事業者のイノベーションを阻害しているのではないかという課題が指摘されてきたところでございまして、令和6年度の企業取引研究会におきまして、知的財産・ノウハウに関する行動規範を示す必要について御提言を頂いていたところです。昨年の夏の骨太の方針2025におきましても、実態調査を行って独占禁止法上の指針を策定するといったようなことが盛り込まれたところでございます。

これを受けまして、昨年の夏から、企業取引研究会の下に知的財産取引適正化ワーキンググループを開催いたしまして、そこでの議論を踏まえて、実態調査報告書とワーキングの報告書を今年3月に取りまとめて公表したところでございます。この報告書を踏まえ、公正取引委員会、特許庁、中小企業庁の3者で知財取引指針の案を取りまとめまして、今年3月から4月にかけてパブリックコメントの手続を実施し、今年6月24日に、知財取引指針を公表したところでございます。

指針の概要といたしましては、知財等の取引環境の整備や知財等に係るリテラシーの向上によって、イノベーションを促進するということで、全体としては、知財取引に関する項目ごとに、基本的な考え方や独占禁止法上の考え方、実践例などを示すとともに、事業者の方々が相談する窓口や、契約書のひな形などを提示しております。

ポイントといたしましては、下のところに5点書いてありますが、特定の事業者や業種に対象を絞らず、全業種を対象とした包括的かつ横断的な考え方を提示している点や、知的財産権のほかに権利化されていないノウハウやデータなども対象としていること、それから公正取引委員会において独占禁止法等の考え方を提示していることに加えて、特許庁、中小企業庁におきまして、適切な知財取引に向けた基本的な考え方やその実践例を提示しております。また、様々な対価設定方法や、対価設定における

選択肢についても提示しておりまして、最後に、活用可能な相談窓口や体制を広く紹介しているところでございます。

27ページのパブコメの概要は省略させていただきまして、最後の28ページでございますが、独占禁止法の告示あるいは知財取引指針について実効性を持たせていくことが極めて大事だと思っております、そのための周知広報やモニタリングについて、これから予定しているものでございます。

まず、周知広報につきましては、事業者向けの説明会ということで、各業界団体や中小企業向け、あるいは各47都道府県での説明会を行っていきこうと思っております。また、中小事業者団体向けのプッシュ型広報も、取適法のとときと同様ですが、やっていこうと考えております。また、動画やリーフレット、パンフレット等も作成して、分かりやすい周知に努めてまいりたいと思っております。

それから最後、モニタリングですが、告示あるいは指針につきまして、フォローアップ・モニタリングを目的としました実態調査を定期的に行いまして、その調査結果を公表するとともに、注意喚起を実施していくこととしております。また、独占禁止法あるいは取適法上の問題となる事案があれば、厳正に法執行をすることによって、商慣習を変えていきたいと思っております。

私からの説明は以上になります。

○柳川会長 よろしいですかね。ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対する御質問、御意見について事前に登録された方から順次指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず武田史子会員からよろしくお願いいたします。

○武田（史）会員 御説明どうもありがとうございました。質問させていただきます。

最初に、資料の9ページでは、取適法で自発的申出が53件で、原状回復額が約12億円に達しているという御説明がありました。ここからすると企業の自浄作用が、一定程度機能していると見てとれます。

他方、フリーランス法についてですが、16ページでは自発的申出が2件と、制度が始まって間もないということを考えても非常に少ない印象です。

その理由についてですが、例えば委託企業側がフリーランス取引における違反、取引条件の明示漏れなどを自社で把握し切れていないような構造的要因があるのか、あるいは、勧告の見送り措置のようなインセンティブ設計を余り周知されていないのか、公正取引委員会としての見解をお伺いできればと思います。

○小林フリーランス取引適正化室長 御質問ありがとうございます。

御指摘のとおり自発的申出、まだ2件でございますが、まず一つあるのは、フリーランス法が始まってまだ2年たっていないというところもあるのかなと考えておりまして、例えば令和6年度においては、そもそも自発的申出は0件でございました。7年度で2件ということで、若干ではありますが、増えているという傾向はあるのかなと考えております。

インセンティブ設計の方ですが、これは取適法と全く同じで、しっかりと条件をそろえて自発的申出をしていただいた場合には、勧告はしませんという制度設計となっております。まだ周知が十分でないのではないかとするのは、御指摘のとおりの部分もあるのかなと考えておりまして、引き続き積極的に周知していきたいと考えております。

それからもう一つ、企業側の構造的要因でございますが、自発的申出といたしますか、勧告事案の中でよくあるものでございますが、実際に勧告を行った事業者は、なぜ違反行為を行ってしまったのかと聞くと、事業者としてはフリーランス法が施行されたということを十分把握していて、社内における周知や研修等もやっていたが、実際の発注の現場まで浸透していなかったという回答が多く見られました。事業者側としてはフリーランス法を遵守するために様々な措置を講じていたのですが、現場のところ、発注の現場の方では、そこまで徹底できていなかったというところがございますので、そういった構造的な要因もあるのかなと考えております。公正取引委員会としましては、自発的申出、勧告を行ったことによって、こういったことをすると勧告になってしまうという形での公表も必要ですが、そういった現場にまで浸透していなかったがために勧告になってしまったということも含めて、フリーランス法の周知、普及啓発活動を、どんどん積極的にやっていきたいと考えております。

○柳川会長 よろしいですか。

それでは、続いて鹿野会員、よろしくお願いします。

○鹿野会員 ありがとうございます。お聞きしたかったのは、今の御質問に関連するところもあったのですが、ほかの全般的な感想と、若干の要望と質問を申し上げたいと思います。

先ほど御説明いただいたように、下請法が取適法に変わって対象も広がり、また、少し前から施行されたフリーランス法によっても、公正取引委員会が公正な取引という観点から法執行を求められる範囲が拡大してきたと思いますので、非常に興味深くその運用状況を見ておるところでございます。

先ほどの御説明では、取適法については令和7年の執行が中心でございましたが、令和7年において特に勧告の件数が非常に上がっているというようなこともございましたし、フリーランス法はまだ新しいので、どこまで浸透しているのかというところはあるが、公正取引委員会としては頑張っただけで法執行に努めていらっしゃるというお聞きして、大変心強く思ったところでございます。

ただ、一方で御存じのとおり、最近では物価の高騰がかなり続いていたり、あるいは、それに国際的な情勢も加わって、中小企業を始めとして取引上弱い立場にある受注者の方々において、このままの価格ではやっていけないのに、それをどこかに転嫁したり、あるいは交渉をするということが、困難であるというような声も聞かれるところでございます。

その原因の一つは、この法律の内容や運用に関しての周知の不足にあるのではないかと思います。広報については、とても頑張っているとは思いますが、まだ十分に行き渡っていないというところもあるのかもしれません。もちろん大企業などに関して、その現場も含めて周知徹底してもらうというのは大切なのだらうと思いますが、一方で、中小企業あるいはフリーランスの方々についても、これはおかしいということを、きちんとしかるべきところに申し出るというような行動が、取れるようになるといいと思っております。

もちろん、申出はある程度あってということではあると思うのですが、

肌感覚でいうと、困っていらっしゃる、問題を抱えていらっしゃる方々の一部しかそういうことができていないと思われて、結局は周知の問題にもなるのかもしれませんが、そこら辺に目を配って是非進めていただければと思います。

それとも関連して質問なのですが、申告を受け付けます、あるいは相談を受け付けますといいたいでしょうか、そのときの対応はどのようになっているのでしょうか。もう少し説明していただければと思います。

というのは、先ほど、十分に周知されていないのではないかという言い方をしたのですが、フリーランスとか中小企業が、そういう法律があって窓口もあるということを知ったとしても、申出をすると逆に様々な取引上の不利益が自分に及ぶのではないかというような懸念から、申し出を差し控えるところもあると想像するところでございまして、そういう懸念が払拭されればいいと思っているのですが、現実にはどういうふうに行われているのかということについて質問させてください。お願いします。

○十川取引適正化検査管理官 御質問ありがとうございます。取適法の範囲でまずお答えを申し上げます。

取適法に関しましては申告の窓口を設けてございまして、基本的にはそこに中小受託事業者が、こういう行為を受けたという相談といいますか、申告を受ける場所になっております。

また、その御懸念については正に御指摘のとおりでございまして、窓口に申告をして良いということ、申告いただいた場合我々は絶対に外に漏らしたり、親事業者、委託事業者に推測されたりだとか、ばれるとか、そういったことにならないように情報管理を徹底しておりますということを、様々な機会を通じて説明はしてきているところではありますが、一方、実際に申告をされる中小受託事業者の立場からすると、そうは言われてもなお不安であるということも、非常に理解ができるところではございます。こうしたことを踏まえて引き続きその辺りについてしっかりと御説明していくこととしております。

また、先ほど御説明申し上げませんでした、申告窓口の設置について補足いたしますと、我々、情報収集の手段として定期調査という書面調査

を実施しておりますところ、毎年、中小受託事業者にも30万社規模の調査を行っております。その中でも、公正取引委員会への相談・申告等について、連絡先等も記載しておりますところ、そういった周知・広報については更に力を入れてまいりたいと思っております。

○小林フリーランス取引適正化室長 御質問ありがとうございます。

フリーランス法につきましても取適法とほぼ同じではあるのですが、公正取引委員会のホームページから、オンラインで気軽に申し出していただけるような形で、申出窓口を用意しております。

発注事業者側への逆流については、正に取適法と全く同じでございますが、我々としても、調査の段階で、申出の情報はしっかりと管理を徹底して、申出者の不利にならないように気を付けていますし、申出に関する問合せがあった場合には情報の管理についてしっかり説明をしておりますが、申出を行う側の心理的なハードルが高いのは御指摘のとおりだと思いますので、情報の管理は徹底しているということを、引き続き周知していかなければいけないと考えております。

それからフリーランス法につきましては、フリーランス・トラブル110番という公正取引委員会と中企庁と厚労省が共同で運営しているものがございまして、フリーランスの方がそこに電話をすると、無料で弁護士の方からの相談も受けられるようになっております。そこで、民事的な解決に向けた取組をするのか、又は申出をするのかなどのアドバイスを受けられるようになっておりまして、そちらについては、令和7年度においては1万3400件相談が来ているというような状況でございますので、そういったものも活用しながら、安心して申出を行えるような形にしていきたいと考えております。

○鹿野会員 御説明ありがとうございます。是非引き続きよろしくお願いします。

○柳川会長 それでは、大野会員、よろしくお願いいたします。

○大野会員 御指名ありがとうございます。私は、スライドの22以降のところを中心に少しお話をさせていただければと思います。

サプライチェーン全体に適切な価格転嫁を通じた取引適正化を定着させる、これが大きな目標だと思っておりますが、この取適法の対象となる取

引に限らずサプライチェーン全体での取引の実態、商慣習にも目を向けた取組を進めていただいていると、高く評価をしているところでございます。経団連としても、これまでパートナーシップ構築宣言の普及、価格転嫁の推進等々、取引適正化に向けた環境整備を働き掛けておりまして、その成果が着実に上がっているとは認識をしているところでございますが、関連して3点ほどコメントをさせていただければと思います。

最初に、物流特殊指定、支払告示、優越ガイドライン等の制定・改定については、取適法の対象外である取引を対象にしております、これによって大企業から中小企業までを含めた取引の現場への周知がなされ、浸透していくことで、今後のサプライチェーン全体での適切な取引が定着していくことを、大いに期待をしているところでございます。

経団連としても、実務上適切な運用が行われるようにする観点から、パブコメでも意見の提出をさせていただいて、一定の回答を頂いておりますが、引き続き制度の実効性を高める観点から、更なる明確化が必要ではないかという意見が事業者の中でもございまして、例えばということと言うと、優越的地位とは、正当な理由とは、実効的な協議とは、といったところについて、一定の解説を頂いておりますが、判断基準とか具体例をもっと明確に示してほしいというような指摘でありますとか、物流分野では、荷待ち、荷役等に関して、例えば悪天候とか設備の故障等、着荷主の方でコントロールできないような場合にまで責任を負担することになるのではないかといった懸念なども挙げられているところでございます。この辺りは、始まって動かしてくれば解決してくる部分があるかと思っておりますが、制度の運用に当たっては、趣旨に照らして過剰な規制にならないように、また、適宜この理解促進につながる開示等について、御配慮いただければと思っております。

それから二つ目は、知財取引指針に関しましても同様の面がございまして、優越的地位の濫用に該当する事例などについて、まだ具体的なところがイメージしづらいというような意見も寄せられているところでございます。今後も実態調査等、継続的に実態の把握に努めていただきまして、個別事例を把握しつつ、全体像やトレンドを踏まえていただきたいと思います。全

体としての目的は、日本の産業競争力の向上を加速していくということだと思いますので、それに向けて必要かつ適正な知財取引を促す制度に向けて、適宜情報提供含めてバージョンアップを図っていただきたいなと思っているところでございます。

それから最後の点でございますが、今後の周知・広報につきまして、事業者側にも少し腹落ちしていない面もあるため、パブコメ等で意見が出された点なども含めて、趣旨を含めて説明を頂ければと思っております。

一方で、経団連としても、サプライチェーン全体への定着を目指していく中で、全ての事業者に必要な対応を促していくという観点で、是非、公正取引委員会とは引き続き緊密に連携をしながら、会員企業に向けて更なる働き掛けを実施していきたいと考えておりますので、どうぞ御協力いただければと思います。

私からは以上でございます。

○柳川会長 よろしいですか、特に。

○柴山企業取引課長 御指摘ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思っておりますので、パブリックコメントで頂いた意見についての考え方を、6月17日あるいは24日にそれぞれ公表しているところでございますが、それらも今後の説明の資料に活用していきながら、少しでも事業者の皆様に分かっていただけるように説明に取り組んでいきたいと思っておりますし、是非こちらとしても、経団連始め各経済団体の皆様と緊密に連携させていただいて説明の機会の場合などを頂戴できれば、どんどん説明にお伺いしたいと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○柳川会長 それでは、細田会員、お願いいたします。

○細田会員 ありがとうございます。商工会議所から来ております細田でございます。

公正取引委員会におかれまして、取引適正化に向けた強力な取組を進めていただいております。感謝申し上げます。私も、主に22ページ以降のことについてお話をさせていただきたいと思います。

商工会議所の調査なのですが、約半数の企業は4割以上の価格転嫁ができていているという調査ができておりますが、ただ、昨年10月の調査と今年4

月の調査なのですが、ほぼ横ばいです。ですから、それなりの結果が出ていると思うのですが、足踏み状態であるということもいえると思います。一方で、4社に1社が代金の決定条件等、支払条件等については改善をしたといっておりますので、取適法の施行後、一定の効果が出ているのだらうと思っております。

商工会議所の会員は中小企業の会員が大半でございまして、現在、成長型経済への移行という中でもって、持続的な賃上げを盛んに政府の方も指導しております。最低賃金の問題も、これは言いたいことがあるのですが、今日は別にしますと、ただ、その原資のためには、どうしても価格転嫁でもって中小企業としても実入りが増えてこない、従業員の方たちに回すことが難しいです。そういう意味で、今後も官民一体となって、この価格転嫁については進めていっていただきたいと思っております。

ただ、以前から申し上げているとおり、B to Bについては比較的上げやすい状況といえるでしょうか、特にB to Bですので御理解が高いのですが、B to Cは厳しい。結局企業からすると、消費者物価に影響することではあるのですが、消費者の方々からある程度出していただくということを進めていかないと、結果的には企業の実入りになってこないというところ、この辺は、公正取引委員会の方でも問題点として以前から指摘をされておりますので、更に引き続き指導の方をお願いしていきたいと思っております。

また私どもの会社でもそうなのですが、中東情勢の影響を受けまして特に資材関係の値上げ、ナフサ由来ということになると思うのですが、フィルム関係の値上げが非常に急ピッチといったらいいと思うのですが、特に3月、4月、ゴールデンウィーク以降は、ほとんどのところから4割アップとか5割アップというような話が来ております。その前も、次回の発注からは発注数量どおりに納入できないかもしれないという話も出ておったのですが、価格についてはそこまではいっていなかったのですが、ゴールデンウィーク以降は4割、5割という価格アップの提示が出ております。この辺、特にB to Cの場合には、そこでもって資材、袋代が4割上がったといっても、すぐにそれを転嫁するということはほとんどできないわけ

でございます、この辺を公正取引委員会としてどのように指導してやっていくのか、今後の考え方とかということも、一つお聞かせいただければ有り難いと思います。急激な市場の市況の変化ですので、対応は難しいとは思いますが、是非その辺は進めていっていただきたいと思います。

あと24ページの物流特殊指定の改正ですとか、それから26ページの知財取引の指針、この特に知財取引につきましては、会議所としても中小企業の持っている知財というのは、中小企業にとっては知財が会社の宝でもありますので、知財についての規制を掛けてきたということについては、大変有り難いと思っております。

いずれにしましても、新しい取組でもございますので、事業者が理解していくということが今後に必要なのだらうと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○柴山企業取引課長 御指摘ありがとうございます。

更なる価格転嫁が重要だというのは、全くそのとおりだと思っております。賃上げのためにも、あるいは、投資していく上でも、価格転嫁は重要だと思っています。

そして、最近の中東情勢を受けたナフサ由来の資材の価格が急激に上昇しているというお話も、各方面から寄せられております。公正取引委員会といたしましては、毎年価格転嫁に関する調査を、これまでもこの三、四年やってきておりますが、今回の調査は6月26日から開始し、この中で、緊急調査として昨今の中東情勢を受けての石油関連製品等の価格転嫁に関する設問も追加した調査を行い始めたところでございますので、こうした調査結果も踏まえまして、適切に対応していきたいと思っております。

また、新しい物流特殊指定や、知財取引指針、あるいは支払告示など、これらのルールにつきましては、事業者の方々、大企業のみならず中小企業あるいは小規模企業、小規模事業者の皆様にも御理解いただくことが極めて重要だと思っておりますので、引き続き日本商工会議所、各地の商工会議所の皆様とも連携を取らせていただいて、事業者あるいは経営指導員の方々への理解促進に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○柳川会長 それでは、事前登録以外の方も御発言いただければと思います。

まず、オンラインで野原会員、よろしくお願いいたします。

○野原会員 ありがとうございます。私からは15ページ以降のフリーランス法に関連してコメントさせていただきます。

フリーランス法ができたことで急速に環境は改善していくと、期待しています。周知徹底それから各業界の啓蒙、そして窓口対応の充実、配慮の充実、そして調査、フィードバックによるブラッシュアップというようなことが重要で、取り組んでおられることがよく分かりました。

その上で、追加したい点がございまして、それは関連省庁で行われているフリーランス関連の様々なガイドラインがありますが、例えばIT関連ですと、厚労省がITデザイン・デジタルデザイン業界に対する自営型テレワークのガイドラインですとか、こちらでも幾つか御紹介がありました。そのほかにもアニメーション・放送コンテンツのガイドラインですとか、それから国交省関連では、建設業界のガイドライン等が出ていまして、公正取引委員会が全業界に共通する課題に対応していただいている一方で、各業界特有の悪習といいますか、これまで残っている風習をピンポイントで是正していくということとの連携がとても重要だと思います。

ですので、公正取引委員会の方で、調査、フィードバック等が出てきた様々な課題等を、いかに個別のガイドラインが必要な省庁につなぐかというところが重要なのではないかと考えておりまして、そういう意味で、フリーランス法を公正取引委員会としてしっかりと運営するだけでなく、各省庁が作るべきガイドラインの領域の拡大や、その内容を更に改善・充実していくような形での連携を、是非お願いしたいと思います。

以上です。

○小林フリーランス取引適正化室長 御指摘ありがとうございます。

我々としては、業種・業界の区別なく幅広く取引の慣行に網を掛けていくわけでございますが、最近の勧告事例等を見ますと、例えば、昨年度の島村楽器、今年度においてはシアー、それから先日の河合楽器というような、ピアノ教室を運営する事業者に対する勧告が続いておりました。その原因の一つとして、業界としてのこれまでの慣習があったと考えており、

このような業界の慣習を、個別の案件を通じながらしっかり是正していくことが、公正取引委員会として重要だと考えております。

このような業界の慣習を是正していく中で、いわゆる業所管官庁、他省庁との連携が必要なものについては、個別の案件で、必要に応じて連携しながら改善を促すことも行っております。それについては引き続き積極的にやっていくとともに、それだけで終わりにせず、その業所管官庁における、いわゆるガイドラインなどにつなげていってもらうような取組というものも、公正取引委員会としても引き続き積極的にやっていきたいと考えております。

○柳川会長 それでは続きまして、武田邦宣会員、お願いいたします。

○武田（邦）会員 武田です。御説明いただきありがとうございます。私からは、取引適正化に向けた取組について、一つコメントさせていただきます。

御説明いただきましたサプライチェーンでの価格転嫁、また、知財、非価格価値の帰属について、適正化を図るための継続的な取組をなされている点を、積極的に評価したいと思います。それを前提に、一点更なるお願いとなります。

脱炭素の取組について、他省庁、例えば環境省などでサプライチェーン全体での取組を後押しするという、そういう動きがあると承知しています。こちらは、サプライチェーン全体での政策目標実現を求めるというものでありますが、脱炭素の取り組みの内容によっては、環境価値の帰属などについて、そのサプライチェーンに所属します中小事業者に不利になるスキームになり得ることを懸念すべきと思います。この点、グリーンガイドライン等でも広く目配りされていると思いますが、個別例についても公正取引委員会として注視していただきたいと思います。サプライチェーン全体の取引の適正化について、引き続き、公正取引委員会としての積極的な役割を期待しております。

以上となります。

○柳川会長 何かコメントがございますか。

○柴山企業取引課長 コメントありがとうございます。

私自身は、必ずしも脱炭素の取組との関係はまだ十分勉強できておりま

せんが、しっかりとフォローしていきたいと思います。ありがとうございます。

○柳川会長 それでは、まだ御質問、御意見がおりかと思いますが、時間が参りましたので、この議題はここまでにさせていただきます。

皆さんから御指摘があったように、きちんと周知徹底をして、いい形で進むようにしていただければと思います。どうもありがとうございます。

それでは、次の議題は、令和8年度官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査について、岩下経済取引局総務課長から御説明をお願いいたします。

○岩下経済取引局総務課長 経済取引局総務課の岩下でございます。よろしくお願いいたします。私からは、この4月に公表した官製談合の防止に向けた各発注機関の取組に関する実態調査について御説明いたします。

御案内のとおりでございますが、入札談合とか官製談合は、その発注機関の利益を損なうものであるということはもちろんなのですが、ひいては国民の利益を損なうというものでございまして、あってはならない行為であると我々は考えているわけでございます。その入札談合や官製談合というものを未然に防止するためには、発注機関において組織としてしっかり取り組んでいただくということが、極めて重要であると考えております。公正取引委員会では、発注機関における官製談合防止へのコンプライアンスの支援をするべく、発注機関の職員を対象とした研修会を実施してきたり、あるいは、これまでも発注機関における官製談合を防止するための取組についての実態調査を実施したりといった取組を行ってきたところでございます。

しかしながら、残念なことに官製談合はなくなるということではございまして、本年4月にも公正取引委員会でも、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に関する入札談合事件を取り扱っておりまして、排除措置命令あるいは課徴金納付命令を行ったところでございます。この事件でも、発注者である首都高速道路株式会社の職員による入札談合等関与行為が認定されるという状況でございます。また、新聞などを中心とした報道を見ても、毎週のように全国各地の自治体における官製談合で

職員が逮捕されただとか、あるいはその裁判が始まったとか、官製談合のニュースが引きも切らないという状況でございます。このような状況を踏まえまして私どもでは、発注機関におけるコンプライアンスの取組状況に関する実態調査を、8年ぶりとなりますが、今回実施いたしまして、本年4月27日に報告書を公表したところでございます。

今回の調査では国、地方公共団体、それから政府出資法人を対象としまして、アンケート調査とヒアリング調査を行ったと、2,474の発注機関に対してアンケート調査を実施いたしまして、回答としては約9割の2,220機関からの回答を得ているという状況でございます。

今回このアンケートの中で、過去10年において公正取引委員会が入札談合等関与行為を認定した、そのような認定をされたことがあるかどうかとか、あるいは、官製談合防止法の第八条が、公正取引委員会は特段関与しない形なのですが、発注機関の職員に対する刑事罰が規定されております。この官製談合防止法の第八条に基づいて刑事罰を問われたことがあるかどうかと聞いてみたところ、我々、今回それを大ざっぱではありますが、まとめて違反歴と呼ばせていただきますが、そういう違反歴があると回答した発注機関は121ということでございました。

今回のアンケートの全体の傾向でございますが、各取組のうちここに並んでおりますのは、発注機関において官製談合の防止ということで考えられるいろいろな取組を、並べているものなのですが、こちらでピンクのマーカーを付けているものが二つございます。

こちらは、職員が事業者といった外部の方との接触に関して留意すべき事項を、きちんと内規で定めたかどうかと、そういう取組をしているかどうかということ、それから、入札結果について、その結果を見て落札率がおかしいだとか、一者入札が続いているだとか、そういう不自然な状況がないかどうか、そこから何か気付きが得られないかどうかという、不自然な入札結果を把握することを目的とした取組というのを、何らかに行っているかどうかという項目、こちらの二つが、この中でも実施の割合が低い状況にあったというところでございます。

また、全体の傾向の続きでございますが、先ほど違反歴の有無を確認い

たしましたと申し上げました。その違反歴の有無によって、各取組の実施割合に違いがあるかどうかも見えております。違反歴の有無の違いで、その実施割合に大きく差が出たものということで、今回、研修の実施について大きな差が出ていたと、それから、何か事が起こると、幹部職員等から職員に対してきちんとメッセージを発信するということが行われます。昨年私どもは、発注機関ではなくて企業のコンプライアンスに関しての実態調査を行いました。その報告書を公表しております、そこで我々が申し上げていたのが、何よりもトップのコミットメントが重要ということでございます。発注機関でも同じで、トップのきちんとした意思を示していただくということが必要なと思うわけですが、研修の実施だとか、幹部職員からのメッセージの発信は、違反歴があると非常に高い数字になる。研修を実施していたり、幹部職員からのメッセージを発信していたりというようなところほど、違反歴が低いはずではないかということなのですが、それが逆になっているというのは、事が起こってから慌てて対応しているということを、端的に示しているものと受け止めております。

それぞれの各取組の実施状況について御報告をさせていただきます。今回、調査では全体、いろいろな項目がございましたが、それを四つの軸で分けて整理しております。

一つ目の軸として我々が考えておりますのが、マニュアル類だとか規程類とかをちゃんと定めているかどうかという観点でございます。まず、発注や契約に関するコンプライアンスマニュアルを作成しているかどうかというところでございますが、公正取引委員会はマニュアルの作成状況を確認するという、実態調査を過去にしております。前回は平成30年、その前が平成23年となりますが、過去の調査と比べますと、マニュアルの作成状況は少しずつ上がってきているというような状況でございます。

次のスライドの6ページでございますが、こちらは入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報を、きちんと定めていますかということを確認した項目でございます。官製談合防止法においては、入札等に係る秘密として扱うべき情報が、入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものということで、公開していない予定価格

等は当然その代表例ということになります。今回ヒアリングをしても、予定価格だけが秘密情報だと思っているところもあります。もちろん予定価格、公開していないものについては、それが秘密情報に当たるというのは当たり前のことですが、秘密情報に該当するのは必ずしも予定価格だけではございません。ほかにも秘密にしておかなければならないものがあるはずであって、そういうものを、何が秘密に当たるのかということをはきちんと定めているのかを今回確認してみたというところでございます。

この割合としては、都道府県とか指定都市では、それなりにきちんと内規等で定めているという結果でございましたが、規模の小さいところ、人口5万人未満の地方公共団体は非常に低い状況にあったというところでございます。秘密情報については、発注機関によって何を定めるべきかに違いがあるので、きちんと定めておく必要があると考えているところでございます。

ページの7でございます。事業者など外部の方からの働きかけに対して、上司への報告等、どういう対応をすべきかを定めているかという、そういう取組の実施状況でございます。こちらにつきましても、そういう取組の実施をしているというところは、特に小さいところ、人口5万人未満になると非常に低い状況になります。ただ、これは良い例かなと考えたのは、ヒアリングで聞かれたものでございますが、こちらは小さいところなのですが、具体的に外部から接触だとか働きかけがあった場合にはホームページに公表するということを内規で定めており、周知しているというところでございます。こういう内規があると、職員においても一定の牽制が働くことになるのではないかと思います。良い例として紹介したいと思った次第でございます。

8ページでございます。事業者など外部との接触に関して留意すべき事項をきちんと定めているかどうかということ、例えば1対1で対応してはならないだとか、そういった内規をきちんと定めているかどうかの割合でございます。こちらも非常に低いという状況でございました。これもヒアリングで聞けた話でございますが、規模の小さいところ、人口5万人未満の地方公共団体なのですが、受注業者が自治会だとか消防団とかで普段か

ら顔を合わせるといふ人で、公私の完全な区別が非常に困難なのだと、付き合いが非常に身近なのだというところがある。だからこそ、その公私の分離が困難な場面における留意事項とか、要はとにかく携帯電話を使うなとか、そういったことをきちんとマニュアルで決めましたというところがありました。こういうのは良い取組であると考えております。

二つ目の軸でございます。規定の整備に続いて今度は体制面の整備はどうかということを確認しております。まず、発注担当部署と契約担当部署とで組織上の分離をしているかどうか、そしてダブルチェックのような取組をしているかどうかという質問をしております。組織上の分離ということで行くと、中核市又は人口20万人以上の地方公共団体の辺りが最も高いという状況でございました。ダブルチェックの取組については、どこの発注機関においても80%以上、86%以上といった高い割合で実施されているというところでもございました。

こちらに関連して、ヒアリングで面白い話がございまして、この事例は政府出資法人なのですが、AIを活用して標準仕様書に基づく記載となっているかどうかという、形式面からのチェックをAIでやっているというお話がございました。こういう取組は、他の自治体や発注機関でも参考にできるものなのではないかと考えております。

次に、コンプライアンスに関する監査の実施状況を聞いております。発注だとか契約とかに特化したコンプライアンスを主題にした監査よりも、監査の一部として発注や契約に関するコンプライアンスに関して監査をやったことがあるという割合の方が高い。それはそうであろうとは思いますが、コンプライアンスに特化した監査というのは、余り行われていないという状況でございます。

三つ目の軸でございます。今度は、職員などのコンプライアンス意識の向上をどのように行っているかという話でございます。

まず一つが研修でございます。研修を実施したことがある割合というのは、それなりに高いというところがございます。ただ、開催頻度は余り高くなく、定期的に開催しているというところは余り多くなくて、定期的に開催しているというところでも、1年に1回といったパターンが多いとい

う状況でございます。

次の、定期的開催している割合について見てみますと、違反歴があるところとないところで見ても、このグラフだと違反歴ありという発注機関だと、定期的開催している割合は非常に高く出ていますが、サンプル数が非常に少ないというところもございますので、そのパーセントについては余り有意ではないかなと思っています。

その他、四つ目の軸ということで、その他の取組についての調査でございます。

まず一つ目が、不自然・不合理な入札結果が出ていないかどうかと、例えば先ほど申し上げたように、一者入札だとか同一事業者による長期継続受注だとか、不自然な点が生じていないかをチェックをしているかどうかという実施割合でございます。これは国の機関が一番高いということでございまして、中には、第三者委員会と連携して、不自然な状況結果を報告して審議しているというような話も聞かれたところでございます。

次のページでございます。第三者機関の設置状況も確認いたしました。第三者機関の設置状況については、都道府県又は指定都市が93.7%ということで非常に高い数値となっております。一方、人口5万人未満の地方公共団体では8.7%ということで、大変低いというところでもございました。政府出資法人においては、他の発注機関と共同で連携・協力して設置しているという取組が見られました。地方公共団体ではそのような回答は見られなかったというところでございます。

このようなアンケートの状況でございますが、特に何かいろいろな問題がありそうなところとか、興味深い回答をしてくれたところにヒアリングもしております。ヒアリングで聞かれた話ということで、各取組の課題と要点を我々が整理したものを御説明いたします。

まず違反の原因でございます。違反の原因は何であったと思いますかということを出注機関に聞きますと、どこからもまず出てくるのが、職員の倫理感の欠如だという話でした。それはそうかもしれないとは思いますが。

それからもう一つは、目が行き届かない組織体制の問題があると、職員が結構専門的な発注の業務をやっているんで、その職員しか分からないと

というようなことで、職員が誰にも相談できずに抱え込んでしまって問題を起こしてしまったというような回答がございます。コンプライアンス意識だとか目が行き届かないだとか、こういったことは、官製談合だとかそういう話に限らず一般の企業不祥事だとか、組織でいつでも起こり得る問題だと思います。だから、どういうところでも共通する話なのだろうと思います。ただ、職員の個人の倫理感の問題みたいに片付けてしまうと何事も解決せず、何事も進まない。組織の問題だということをきちんと受け止める必要があるのではないかということを、強く感じた次第です。

また、取組をきちんとできていないところについて、なぜですかという話を聞くと、まず一番出てくるのは予算・人員等のリソース不足であると、それから、過去に問題とされたことがないので、そのまま前例踏襲で来ていますといった話、要は、問題意識の欠如ということかと思います。

ただ、いざ実際に問題が発生してしまったときの対応はどうでしたかと聞いてみると、非常に大変であったという声が多いわけです。結局、問題が発生したときは、予算や人員といったリソースがあろうがなかろうが、そんな言い訳は通用しなくて、非常に職員の業務負担が増すのだと、だから、そのことをきちんと発注機関は理解していただく必要があるのではないかと、強く感じた次第でございます。

どういうことに気を付けるべきかでございます。マニュアルなどはしっかり定めましょうと、秘密情報もきちんと明示的に示しましょうと、個人に任せてしまうと認識のずれが生じたりしますと、問題も見つけることができなくなってしまうのだと、体制面の整備ということも、それはもちろん予算や人員等のリソースというのとは一番必要になるところかもしれませんが、可能なところからやっていただければと、それから、意識向上のための周知啓発なのですが、これも余り近道はないわけですが、とにかく研修をしっかりとってくださいという話、それから、その他の取組ということで、第三者機関の活用ということをもっと積極的に図るべきではないか、考えるべきではないかと、特に小さい自治体は、そんなことをやってられないというような声もございます。先ほども申し上げたように、政府出資法人では複数で共同して設置しているというような例もあるので、そう

いうこともやっていただければいいのではないかとこのところでございます。

公正取引委員会としても各種の支援をしていくということで、テキストを公表したり、今回、実態調査の報告書を公表したりしました。そこではマニュアルのチェックリストも新しく作って載せております。そういうものも実際に使っていただけるとうれしいと考えております。また、相談への対応ということでも、今回、不自然な入札結果の分析などをするのもよいのではないかとこのことを、報告書で書いているわけですが、入札結果をどう分析したらいいかわからないというような場合があるかと思えます。そういうときには、公正取引委員会に経済分析室というところがございますので、どういう分析をやったらいいのかというような相談は経済分析室で受けておりますので、御相談くださいと広報しております。それから、各発注機関への講師派遣なども我々は積極的に行っておりますので、是非これも活用していただきたいと周知しているという状況でございます。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

○柳川会長 どうもありがとうございました。

それでは、事前登録されている武田史子会員、お願いいたします。

○武田（史）会員 御説明ありがとうございました。質問が三点ありますので申し上げます。

最初は、職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組のところでは、17ページに、人口5万人未満の小規模な自治体では第三者機関の設置率が8.7%と非常に低いとありました。外部モニタリングの重要性はあるのですが、恐らくリソース不足が現実的な課題であると思われます。一方、政府出資法人で行われている他機関との連携共同設置を地方公共団体でも進められないかという点について、もし進める上で何か障害となるような要素があるとすれば、教えていただければ幸いです。

二つ目は16ページにある、不自然な入札結果を集約・把握する取組ですが、全体で15.9%、小規模自治体では5.4%となっていました。こういう異常検知は、データの蓄積や客観的な分析が必要だと思うのですが、そういうノウハウのない小規模自治体でも導入できるような標準化された監視シ

システムの提供とか、分析の外部委託を支援する枠組みを、作ることができないのでしょうか。

最後は3ページですが、コンプライアンス施策の効果測定について、違反歴のある機関ほど研修や幹部からの発信に非常に熱心だということでした。他方、そうした施策が実際にその後の違反をどれだけ防いでいるのかという、データを用いた検証がなされているのでしょうか。もし現状ない場合には、今後、経済分析室等で、検証を進めるお考えがあるのかどうかという点について、お聞かせいただければ幸いです。

○岩下経済取引局総務課長　ありがとうございます。

まず一つ目の第三者機関の活用の関係でございます。地方公共団体でもやれるのかどうかということで行くと、基本的に少なくとも制度的な障害はないと考えます。国土交通省が公表している地方公共団体における第三者機関の運営マニュアルがございまして、そこでも発注者が単独で第三者機関を設置できないような場合には、複数で共同して設置するという手段もあるということも示されておりまして、少なくとも制度的な面でのハードルはないと思います。

ただ、予算や人員とかのリソース不足については、武田会員がおっしゃるとおりで、それは一つの理由としてはあるとは思いますが、私どもが何となく感じているものとしては、真のハードルは、コンプライアンスの重要性に関する認識の低さなのではと思います。必要性を強く感じていれば、限られたリソースの中でできることをとにかくやろうということを考えるわけです。最近とある自治体で官製談合が事件になって、その職員が懲戒免職になったりしているというような事件でも、その自治体では、その職員個人の問題だということを早々にトップが言っていたりして、第三者機関の設置は必要なく、内部調査で十分だと、組織的な関与はないのだからというような報道を見まして、そういうことが実態なのかなと思っております。そういうところの認識の問題が、一番高いハードルになっているのではないかと思います。

あと、経済分析の話を、また別途御回答いたします。

○植田経済分析室長補佐　経済分析室の植田と申します。御質問ありがとうございます。

した。

二つ目の御質問でしたデータ主導の異常検知の仕組みでございますが、先ほど岩下の方からも御説明させていただきましたが、一者入札などの不自然な入札結果の情報を把握・分析する取組を進めるに当たって、そもそもどのような情報をどのように分析すればよいのかという知見がないというのも、原因の一つと考えられるため、公正取引委員会の相談窓口一覧において、発注機関からの入札結果の情報収集や分析に関して、経済分析室が相談窓口となることを明記しております。

ただ一方で、質問すること自体ハードルがあるというのは十分理解しておりまして、御提案のありました標準化されたデータ監視の仕組みですとか、外部委託を含めた分析に関する支援の在り方について、各発注機関の状況等も注視しながら、当委員会の経験とカリソースの範囲内でできることがないかを、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

それから三つ目の御質問の方でありましたコンプライアンス施策の統計的な効果測定についてですが、発注機関における各取組が、官製談合等の防止にどの程度貢献しているかといった点について示唆を得る観点から、今回の報告書の別紙3で、アンケート調査の回答結果等を用いた経済分析を実施しております。

例えば、離散選択モデル、プロペンシティー・スコア・マッチングを用いた分析ですとか、また、経済分析室の方で独自に集めている入札データを組み合わせた差の差分析といったものを実施しております。詳細については時間の関係で省かせていただきますが、これらの分析の結果などから、例えば研修の実施といったような一部の取組は、違反認定の確率を統計的に有意に低下させる傾向を示すといったような結果等も得られております。こういった効果測定の取組に関しては、今後も引き続き、データの蓄積もしながら、実施していきたいと考えております。

○柳川会長 よろしいですか。

それでは、続きまして多村会員、お願いいたします。

○多村会員 御説明どうもありがとうございました。

私の方からは、職員を入札談合などに関与させないその他の取組の中で、

パワーポイントの資料には記載がないのですが、本冊子の方から少し通報窓口の周知について御質問させていただきたいと思っております。

本冊子の方の99ページ以降のところになりますが、公益通報窓口の設置状況そのものは、前回の調査からは通報窓口の設置が浸透してきているということはあるのですが、小規模な自治体ほど組織の内部に設置をしているであるとか、また、入札談合などの関与行為防止などの違反事件に関する情報について、そういうことも通報の対象となるということ、周知している割合のところの調査も書いてございますが、前回調査と横ばいという状況が見受けられております。

一般の企業であれば、公益通報がかなり周知もされてきて、公益通報者保護法で守られているという周知も行われてきているかとは思いますが、公正取引委員会としても、発注機関の中における公益通報窓口や内部通報窓口の周知、また、談合に関する情報促進という取組を行っていくようなお考えがあるのかどうか、少しお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

○岩下経済取引局総務課長 ありがとうございます。

御指摘のとおり、窓口の周知状況は非常に低いというような状況が、今回調査でも出ているところ、その話に特化してということではないのですが、公正取引委員会では、官製談合関係の研修を非常に頻繁にやっております。発注機関からの御依頼を受けて我々が講師を派遣するというパターンと、私どもが主催して発注機関の方々に受講してもらうというパターンと両方あるのですが、年間に合わせて250回以上行っております。

そういう中で、窓口の設置などの重要性は、これからもしっかり伝えていきたいと、もう何か草の根しかないかなと考えているのですが、そういうことはきちんとやっていきたいと考えております。

○柳川会長 それでは、細田会員、お願いいたします。

○細田会員 御指名ありがとうございます。

官製談合は、確かに国民の生活にとっても利益にとっても非常に重要な問題だと思いますので、官製談合に対して公正取引委員会が取締りを、メスを入れていったということは、非常に評価されるべき問題だと思います。

ただ一方で、商工会議所でもそうですし、商工会の調査でもそうなのですが、地方の都市、特に人口5万人未満の地方公共団体になると思うのですが、非常に経済的には疲弊しているところが多いです。ですから、官公需がある意味産業という大変ですが、その都市にとっては重要な取引になっているということも、理解をしていかなければいけないのだらうと思います。その中でのこういった官製談合ですので、その辺は、ここに僕はびっくりしたのですが、職員個人の倫理感の欠如が最初に挙げられたというのは、正に上から下まで全部倫理感がないからだらうと思うので、なぜそうなるのかということで仕組みができていないというのが大きな問題だらうと思います。

その辺は別にしまして、先ほど価格転嫁の話をしていただきましたが、官公需においても価格転嫁は、正確にやっていていただきたい。公正取引委員会は民間取引が中心なので、官公需の価格転嫁にメスが入るかどうかは分かりませんが、是非指導をお願いしたいと思っております。

どうしても地方、しかも現場になればなるほど前年踏襲型の予算や、私どもが進めていますパートナーシップ構築宣言でもそうなのですが、経営のトップの意識と現場の意識はどうしてもずれますので、そこら辺も徹底しておいていただきたいと思います。特に地方においては、官公需の中の適正な価格転嫁というのは、今後にとっても重要な問題だと思っております。

意見でございますので、以上です。

○岩下経済取引局総務課長 どうもありがとうございます。

御指摘のとおり官公需での転嫁については、私ども公正取引委員会で直接的にやれることというのは、非常に限られているとは思いますが、政府としては、官公需における転嫁も非常に重要な問題であるという認識で、総務省も現在様々な実態調査を行うといった対応をしておりますので、政府としてはそれをやっていく必要があるという認識は、強く持っているというところでございます。

あとは、各地方の小さいところでは官公需が一つの産業になっているところ、実態としてそうかなとは思いますが、一方で、競争入札と

というような形を取る以上は、談合というのはそれであっても許されてはいけないというのが我々の考えでございます。もし特定のところに発注する、ここであればいけないといったことがあれば、随意契約といった手段で堂々とやっていただくということが必要かなと、ただその仕事を回すために談合という手段を取るというのは、どんな状況であっても許されるべきではないと、我々は訴えていくしかないというところで御理解いただければと思います。ありがとうございます。

○柳川会長 もう時間なのですが、オンラインでお二手を挙げていらっしゃるの、せっかくですので、お時間を頂いて、二方まとめてお話しいただこうと思います。恐縮ですが、手短にお願いいたします。

まず、依田会員、お願いいたします。

○依田会員 ありがとうございます。

私の興味・関心は武田会員の3番目の質問でありましたので、それについてはお答えいただいて因果性分析もやられているということでして、私、そっちは拝見しなかったのの後ほど拝見したいと思います。

本調査を見ると5万人以下自治体がしっかりしていない、弱いという印象を受けるのですが、因果性を見ると、過去に違反歴があってコンプラ対策がなされた結果としてこういうのが導入されて、率が高くなっている可能性も高いかなと思って、その方は分析を後で見たいと思います。

資料の読み方で教えていただきたいのは、参考資料の1の方は法人や国や県の事例が多くて、参考資料2の方の事例でいうと、地方中小都市、あるいは町や村が多いので、この参考1と2は何が違って、国や都道府県や機関なのか、あるいは町や村なのかというのは、私の方では読み切れなかったの、分かれば教えてください。

以上でございます。

○柳川会長 それでは、河野会員、お願いいたします。

○河野会員 日本消費者協会の河野でございます。御説明ありがとうございます。

官製談合は、通常の談合よりも被害の転嫁が無限で自己矯正機能が働きにくいという構造問題があって、公共調達公正性を損ない、税金の無駄使いを招きますし、特定業者が優遇されることで、競争原理が働かず健全

な企業活動が阻害されるなど、百害あって一利なしだと消費者の見解でも思っております。

他方、官製談合の指摘に対する発注者側の改善策の多くは、担当者や首長など個人の処分で終わる例が多いのではと感じています。個人の不正にとどまらずに制度や組織構造、組織風土に起因する問題が大きいという視点から、今回組織内でのガバナンス、コンプライアンスの実態を調査してくださっていると思いますが、是非、今回の調査の中で見えてきた部分で効果的な防止策、それから、一罰百戒ではないですが、発覚後の処罰などについて、是非改めて、このアンケートを基にして有効な対策を考えていただければと思います。

もう1点は、これまでの方の御発言と重なるかもしれませんが、公共事業においては事業予算の縮減による価格の問題はもちろんのこと、事業が求める品質や技術水準等の要求事項があると思います。応札事業者側の人手不足とか技術不足など、対応能力などの弱体化などが既にあるとあって、談合に至る構造的な課題が見えているのかどうか、その点教えていただければと思っています。

以上でございます。ありがとうございました。

○柳川会長 それでは、レスポンスをお願いいたします。

○岩下経済取引局総務課長 ありがとうございます。

依田会員からお尋ねいただきました参考1と2の違いでございます。参考1の方は、公正取引委員会がまず入札談合事件として取り扱った上で、その中で発注機関の関与が認められたという事例で、それで公正取引委員会から入札談合等関与行為を認定したという事例でございます。そういう意味では、比較的規模の大きめのものということにどうしてもなろうかなと思います。

参考の2の方は、公正取引委員会が関与しない形で職員の刑事罰ということで、私どもも全てを把握しているわけではなくて、報道などで把握した限りのものでございまして、そういうものになりますと、小さめの自治体で地元の警察が摘発するというようなケースが非常に多いという違いかなというところでございます。

それから、河野会員から御指摘いただきましたそういう取組というのは、私どもも何かやっていかなければいけないと思いますが、品質を確保とか、そういったところをどういうふうにやっていくか、その中で、それでもなおやはり談合という形でやられるのはまずいので、我々はそういうところも余り近道はなくて、我々は研修をかなりやっておりますので、研修等の機会で地道に訴えていくぐらいしか余りいい手がないのかなと我々も悩んでいるところでございます。ありがとうございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

まだ御発言を御希望の方がいらっしゃるかと思いますが、時間が過ぎておりますので、恐縮ですが、ここまでとさせていただきます。

最後に、茶谷委員長から御発言いただければと思います。

○茶谷委員長 会員の皆様におかれましては、本日は御多忙の中、御出席いただき、また、貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

公正取引委員会は、現在、様々な取組をしておりますが、今年1月に「イノベーションの促進に向けた競争政策の積極的展開」というペーパーにまとめて、ホームページで公表しました。この中では、公正取引委員会の仕事を三つの柱に分けました。一つ目が「厳正な法執行」、二つ目が「取引適正化による公正な取引環境の確保」、三つ目が「対話を通じた市場環境の整備」、でありまして、今日の議題は、主として「厳正な法執行」と「取引適正化による公正な取引環境の確保」の二つに関わるものです。この「厳正な法執行」につきましては、公正取引委員会の一番基本的な任務ですが、人的リソースも限りがあるものですから、極力、国民生活への関わりが重大で、インパクトの大きいカルテル事件等々の対処に、今後も引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

また、「取引適正化による公正な取引環境の確保」につきましては、これは取適法やフリーランス法を中心に展開していくものですが、全国津々浦々でサプライチェーン全体の取引適正化を行う必要がありますので、地方の案件にも積極的に取り組んでまいりたいですし、また、本日説明のありました支払告示の制定をはじめとして取適法でカバーできない取引における

ルール整備にも努め、そのような形でサプライチェーン全体の取引適正化に鋭意取り組むことで、実質賃金の引上げと、中小企業等の生産性向上に寄与してまいりたいと思います。

今日議題にならなかった「対話を通じた市場環境の整備」について、これはＩＴ関係やＡＩの急速な進展、あるいはグリーントランスフォーメーションや経済安全保障の確保などをはじめとする最近の急速な情勢の変化に対応して競争政策をどう展開していくかということでありまして、例えば経済安保の話で言えば、昨年１１月に経産省、国交省と相談して、地政学的リスクが顕在化した場合に、それに対応するための情報交換や共同調達を行う際の独占禁止法上の考え方を示す１５の想定事例集を作って公表したところですが、今年の２月の終わりからイラン情勢が緊迫化する中で、実際に石油資源、石油物資関連の危機的な状況が発生し、各省庁から実際に日々相談が来ておりまして、この想定事例集に沿って対応しているところでございます。

このような形で現在、競争政策を進めておりますが、公取の現在の組織がこの三つの柱に沿っているかどうかということ、現在、鋭意検討しているところでございまして、これについては、できるだけ早く結論を得た上で必要な組織改革も行って、その上で、引き続き経済成長と国民生活の向上に向けて、競争政策を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

○柳川会長 どうもありがとうございます。

すみません、少し時間が延びてしまいましたが、今回はこれにて閉会とさせていただきます。

どうも御参加ありがとうございました。